

会 議 録

1 会議名

平成28年度第4回上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会

2 議題（全て公開）

- (1) 委嘱状交付
- (2) 副会長の選出
- (3) 個人情報取扱業務等の登録について（諮問）
- (4) 個人情報取扱業務等の登録について（報告）
- (5) 上越市個人情報保護条例の改正について（諮問）
- (6) 特定個人情報保護評価書の見直しについて（報告）
- (7) その他

3 開催日時

平成28年12月19日（月） 午後3時00分から午後4時30分まで

4 開催場所

上越市役所 3階 301会議室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

—

7 出席した者の氏名（敬称略）

- ・ 委員：大森康正（会長）、高橋邦夫（副会長）、早川英雄、横山洋子、原野聖子、高柳智子、浦壁澄子、梅澤圓了、岩井文弘
- ・ 事務局：総務管理課 勝俣課長、松崎副課長、大友係長、上原主事

8 発言の内容（要旨）

議題(1) 委嘱状交付

【松崎副課長】

齋藤委員から本年11月30日をもって辞任したいとの申出があったことを受け、本年12月1日から平成30年9月30日までの任期中で横山洋子委員を委嘱することとなった。

（勝俣課長から横山委員に委嘱状を交付）

【横山委員】

（挨拶）

議題(2) 副会長の選出

【松崎副課長】

前回の会議では、欠席していた齋藤委員に副会長をお願いするとのことで了解いただいたが、齋藤委員から委員を辞任したいとの申出があったため、改めて副会長の選出を議事とさせてもらう。

【大森会長】

副会長の選出について、立候補や選出についての意見はあるか。

【勝俣課長】

事務局としては、高橋委員に副会長をお願いしたいと考えている。

【大森会長】

事務局から高橋委員との提案があったが、いかがか。高橋委員よろしいか。
(異議なし)

高橋委員に副会長をお願いする。

【高橋委員】

(挨拶)

議題(3) 個人情報取扱業務等の登録について（諮問）

【大森会長】

諮問案件の「1 畜犬に関する業務」について事務局に説明を求める。

【大友係長】

資料6ページ及び7ページの「畜犬に関する業務（健康づくり推進課）【業務登録変更】」について、資料に沿って説明を行う。

【梅澤委員】

犬の登録は何頭か。

【大友係長】

約7,700頭の登録があり、158頭について返戻された。

【岩井委員】

収集する個人情報の項目のうち「犬の名」は犬種か。

【大友係長】

届出した名前である。「その他所有する犬の情報」には犬の種類を含む。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。
続いて「2 上越市防災士養成業務」について事務局に説明を求める。

【大友係長】

資料8ページ及び9ページの「上越市防災士養成業務（市民安全課）【業務登録変更】」について、資料に沿って説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。
続いて「3 災害及び事故の調査、支援に関する業務」について事務局に説明を求める。

【大友係長】

資料10ページ及び11ページの「災害及び事故の調査、支援に関する業務（共通

(人事課)【業務登録変更】について、資料に沿って説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったなので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「4 避難行動要支援者支援に関する業務」について事務局に説明を求める。

【大友係長】

資料12ページから15ページまでの「避難行動要支援者支援に関する業務（高齢者支援課健康づくり推進課、福祉課、保育課、こども課、危機管理課）【業務登録変更】」ほか1件について、資料に沿って説明を行う。

【岩井委員】

本人が同意しない場合、避難計画を作成しないということか。

【大友係長】

個別避難計画についての情報提供を行わないということである。避難行動要支援者名簿は法律で作成が義務付けられており、災害の発生及び発生のおそれがある場合に本人同意がなくても情報提供できるが、個別避難計画はこの名簿そのものではない。

【梅澤委員】

対象者の範囲とは。

【大友係長】

障害者及び要介護認定者である。

【岩井委員】

個別避難計画を作成することは大事だと思うが、本人同意を得ないと作成しないということか。

【大友係長】

少なくとも本人の同意を得ないと外部提供しないということだ。名簿は作成済みである。

【岩井委員】

資料提供を行わないことに不都合は生じないのか。

【大友係長】

対象者の情報を共有することは重要なことであり、全く支障がないわけではないが本人の意思を尊重するということである。

【高柳委員】

収集する個人情報の項目のうち「食歴」とは何か。

【大友係長】

食物アレルギーのことである。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったなので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「5 犯罪捜査に必要な事項の照会のある市の業務」について事務局に説明を求める。

【大友係長】

資料16ページ及び17ページの「犯罪捜査に必要な事項の照会のある市の業務（共通）【外部提供登録】」について、資料に沿って説明を行う。

【梅澤委員】

刑事訴訟法第197条に基づく照会ということであれば、依頼文がなくても回答するの

か。

【大友係長】

回答することはできるが、当課では担当課に文書で依頼してもらうよう指導している。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「6 電子母子手帳アプリに関する業務」について事務局に説明を求める。

【上原主事】

資料18ページから23ページまでの「電子母子手帳アプリに関する業務（健康づくり推進課）【業務登録】」ほか2件について、資料に沿って説明を行う。

【梅澤委員】

勸奨の文書は今後も出すのか。

【上原主事】

そうである。

【原野委員】

利用者登録の際に、勸奨文書の必要性の有無をチェックさせたらどうか。

【上原主事】

意見として担当課に話しておく。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「7 統一的な基準による財務書類作成に関する業務」について事務局に説明を求める。

【大友係長】

資料24ページから31ページまでの「統一的な基準による財務書類作成に関する業務（財政課）【業務登録】」ほか3件について、資料に沿って説明を行う。

【原野委員】

説明にあった「支払先によって区別する」とはどういうことか。

【大友係長】

支払内容によって支出データを整理するが、その区別に支払先が必要な場合があるとのことである。本来は支払内容だけで区別するべきだが、既存のデータを使用する必要があり、今後のシステム改修時に個人情報できるだけ使用せずにするようにすると担当課から説明を受けている。支払内容を区別するために支払先を使用するということがある。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「8 下水道事業受益者負担金（分担金）賦課徴収電算に関する業務」について事務局に説明を求める。

【上原主事】

資料32ページから35ページまでの「下水道事業受益者負担金（分担金）賦課徴収電算に関する業務（生活排水対策課）【コンピュータ結合登録】」ほか1件について、資料に沿って説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続

いて「9 保育料・住宅使用料等納付義務者管理業務」及び報告案件の「1 保育料・住宅使用料等納付義務者管理に関する業務」について事務局に説明を求める。

【上原主事】

資料36ページから38ページまで並びに42ページ及び43ページの「保育料・住宅使用料等納付義務者管理業務（収納課）【業務登録変更】」ほか2件について、資料に沿って説明を行う。

【早川委員】

滞納者については、他の債権も重複して滞納していることが多いのか。

【大友係長】

そうだと思う。当市では債権管理条例を来年4月1日から施行し、債権管理体制の整備を行うところである。

【岩井委員】

収集する個人情報の項目の「学歴」は必要か。

【上原主事】

市税以外の債権管理を強化し、今後行う滞納相談の中で「この学歴であればこういった仕事ができるのではないか」といった相談を行うということである。

【大友係長】

納税等の相談の中で必要に応じ聞くものであり、全ての人から聞くものではない。例えば調理師学校卒業という話ができれば調理師の仕事ができるといった話である。

【岩井委員】

学歴の収集は、人権上十分注意しないといけないと思われる。

【松崎副課長】

全ての人から必ず聞くものではなく、滞納者から話をする場合もある。納められるかどうか見極めるものである。回答を拒否することもできる。

【梅澤委員】

そういった趣旨であれば、収集する項目は「資格」としたほうがよいのではないか。

【高柳委員】

収集する項目の末尾に「子ども手当情報等」とあり、この「等」に含まれないか。

【上原主事】

「等」の記載は資料中の誤りである。

【原野委員】

「子ども手当」という名称が児童手当等に現在変更されているのであれば、業務登録も変更したほうがよいのではないか。

【上原主事】

平成29年1月からシステムの試験運用を行うことから、今回は収集の方法の追加と収集項目のうち「医療保険情報」及び「介護保険情報」の追加の2点の諮問と目的外利用の廃止の報告をさせてもらい、その他の点については必要性を精査し、必要であれば今後の審議会に諮問させてもらうこととしたい。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、答申することで委員全員の了承を得る。

議題(4) 個人情報取扱業務等の登録について（報告）

【大森会長】

報告案件の「1 保育料・住宅使用料等納付義務者管理に関する業務」について審議したので、「2 指定管理者の指定に関する施設」について事務局に説明を求める。

【大友係長】

資料44ページから47ページまでの「指定管理者の指定に関する施設（総務管理課）【指定管理者個人情報取扱業務登録変更】」ほか4件について、資料に沿って説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、報告どおり了承することで委員全員の了承を得る。

議題(5) 上越市個人情報保護条例の改正について（諮問）

【大森会長】

事務局に説明を求める。

【大友係長】

資料に基づき説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり決定することで委員全員の了承を得る。

議題(6) 特定個人情報保護評価書の見直しについて（報告）

【大森会長】

事務局に説明を求める。

【大友係長】

説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり決定することで委員全員の了承を得る。

議題(7) その他

【大森会長】

事務局から連絡事項等はあるか。

【松崎副課長】

次回の会議は3月を予定している。

【大森会長】

以上をもって、本日の審議会を閉会する。

9 問合せ先

総務管理部総務管理課文書法務係

TEL：025-526-5111（内線1436、1437）

E-mail：soumukanri@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。